

平成30年度 加治川中学校いじめ防止基本方針

新発田市立加治川中学校

1 いじめ防止のための取組の基本方針

- お互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していく。
- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事、諸活動に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 人間関係のトラブルは必ず生じてくるものであるという認識のもと、トラブルが深刻ないじめにつながるまいよう、早期発見・即時対応に努める。
- 学校評価において、学校におけるいじめ防止等の取組状況(アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況)を評価項目に位置付ける。

2 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの=法律上のいじめ

【4つの要素】

- ・行為をした者、された者は児童生徒
- ・両者に人的関係が存在する
- ・心的又は物理的な影響の事実が存在する
- ・された者が心身の苦痛を感じている

3 いじめ防止対策のための組織

- (1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織(いじめ対策委員会)
 - ・校長、教頭 ・生徒指導主事 ・学年主任 ・養護教諭
 - ・学級担任
- (2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織
「生徒指導部会」(週1回定例)
- (3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家
 - ・新発田市教育委員会のSSW ・医師 ・スクールカウンセラー
- (4) 組織の役割
 - ①学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談・通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ④いじめの疑いに関する情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者及びPTAとの連携した対応

4 いじめ防止に向けた取組

- (1) 早期発見
 - ①教職員による観察と情報交換
ア けんかやふざけ合いであっても、見えないところでひがいが発生している場合がある。日々の教育活動において、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険なサインを見逃さないようにアンテナを高く保つ。生徒の些細な変化に気付いた場合、教職員は、集約担当に速やかに報告する。メモ等の交換やミニ会議(情報交換)などの工夫を行い常に情報の共有を図る。(教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。)

イ PTA や地域の関係機関、学校に関わりのある方々からいじめについての情報を得ることができるよう、学校の窓口の周知や情報提供の依頼を定期的に行う。

②定期的なアンケート調査等の実施

生徒の生活実態について、定期的（月1回）の生活アンケート調査、生活ノートの活用、タイムリーな教育相談等、きめ細かな把握に努め、生徒がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、未然防止につながるようにする。

③校内の教育相談体制の活用

生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができるよう校内の教育相談体制を活用するとともに、日頃から生徒の頑張りなどについて保護者への連絡や生徒への声かけなど、生徒や保護者が気軽に相談できる関係づくりに努める。また、スクールカウンセラー等の専門家を積極的に活用し、教育相談体制の充実を図る。

④校外の相談機関等の周知

学校以外の新発田市学校教育課相談支援体制（学校教育課サポートチーム）、県立教育センター等に設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口について、生徒や保護者に対する周知や広報を継続して行う。

⑤ SNS（LINE、Ameba、Twitter等）を含むネットの利用実態の把握と指導

教職員は、アンケート調査や教育相談等の様々な機会を利用して、生徒の SNS を含むネットの利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努める。ささいな兆候や情報であってもいじめに関わる内容を把握した際には、いじめ対策委員会を中心とした教職員間で情報を共有し、ネット上のいじめは顕在化しにくいという特性を十分理解した上で、教職員間で連携を図りながら該当の生徒と関わりを持ち、いじめの実態を把握して、関係する生徒に対する指導を適切に行う。

⑥発達障害を抱えた生徒への対応

発達障害を抱えた生徒の洗い出しを早急に行い、人間関係の様子に注意を払う。そのために特別支援コーディネーターを中心に、定期的に特別支援委員会を開催する。

⑦その他の学校として特に配慮が必要な生徒の対応

障害のある生徒、外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒等の人間関係の様子に注意を払う。

(2) いじめへの対処

①いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけ、悪口、あだ名を付けるなどや法律上のいじめに該当するすべての行為を発見した場合、後回しにすることなく、その場でその行為を止める。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合や相談機関からいじめに関する情報提供があった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、行為や訴えの内容を軽視することなく、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先にした対応を行う。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、学校は事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。

②教職員の組織的な対応と関係機関との連携

発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に報告するなど、その情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。警察への通報には至らない事案についても、日頃から学校を所管する教育委員会や警察等の関係機関への相談を行い、互いの顔が見える連携を心がける。なお、暴力を伴ういじめや金銭を要求するいじめのように犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は必ず警察と連携して対処する。

③いじめの事実調査

いじめられた生徒、いじめた生徒双方からの聴取をもとに、必要な場合には、アンケート調査等を実施し、その結果から聴き取り対象者等を絞り込んだ上で、関係した生徒から事実関係の聴取を行う。

④他の生徒への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせ、たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

⑤いじめられた生徒とその保護者への支援

いじめを受けた生徒から、事実関係の調査を開始する前に、いじめを受けた生徒の意向を踏まえた調査を行うことを確約し、生徒と保護者心のケアも行い、その生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所が確保されるよう弾力的な措置も含めて環境の確保を図る。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得ながら、いじめられた生徒に寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。

⑥いじめた生徒への指導とその保護者への助言

いじめた生徒から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況などについても聞き、その背景にも目を向けながら、その生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を個別に行う。いじめが確認された場合、学校は「いじめは決して許さない。」という毅然とした姿勢を示し、必要に応じて外部の専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、その再発を防止する措置をとる。また、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し、いじめ問題に対する保護者の責任をしっかりと確認し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑦いじめ解消後の継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、3か月を目安に引き続き十分な観察を行い、被害者が心身の苦痛を感じていないことを、生徒及び保護者に対し面談等で確認後、適宜必要な指導を継続的に行う。いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、計画的に進めることでいじめのない学校づくりの取組を強化する。

(3) いじめの未然防止のための取組

①道徳教育及び体験活動等の充実

豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え議論する道徳教育、人権教育及びボランティア活動や自然体験活動などの体験活動等の充実を図る。

[年間予定]

5月 体験活動 1年：五頭連峰少年自然の家 体験学習 2年：新潟巡検
7月 ボランティア活動（地域貢献活動：加治川公民館清掃） 2年：職場体験活動
9月 体育祭
10月 桜加祭
11月 いじめ見逃しゼロ生徒集会 スポーツ大会
1月 スキー教室

②いじめを許さない集団づくりと意識の醸成

いじめの未然防止の観点から、学校生活における個々の生徒の満足感、意欲及び学級集団の状態を教職員が客観的に把握するための心理検査を計画的に実施し、その結果を活用して主体的に参加できる学習活動や学級活動、生徒会活動等の特別活動を充実させることで、自己有用感や充実感を育み、いじめが起こりにくく、意欲的に学習や活動に取り組む集団づくりを行う。

③「いじめ見逃しゼロ生徒集会」(Love&Peaceの活動)を中心とした生徒による主体的な活動の支援

自分自身の生活を振り返ることを通して、人権、平和に関する意識を高めることを通して、生徒会活動、学級活動等において、いじめの問題を自分たちの問題ととらえ、いじめをしない、させない、放置しない意識をもち実践していけるようにする。

生徒会が中心となり、学級活動部・道徳指導部と連携しながら集会に向けて生徒のいじめを見逃さない気持ちを醸成していく。集会では、生徒会より今後の取組を各専門委員会を通じて全校を巻き込んだ活動を実践できるよう呼び掛ける。

④ネット上のいじめへの対応

情報モラルに関する指導を発達段階に応じて、年間指導計画に位置づけて指導する。

⑤社会性の育成

ソーシャルスキルトレーニングを学級学年で計画的に実施し、社会性の育成に努める。

5 校内研修

- ・校内研修に関する年間計画に盛り込み実施する。

ア いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組(いつ、どんな内容で)

イ いじめの早期発見、いじめへの対処に関する研修

ウ チェックリストを作成し、全教職員による共通理解

エ 発達障害の生徒への働きかけや対応のあり方についての理解を深める。

オ Q-Uの結果を基にした生徒理解と指導・支援への共通理解を図る。

6 いじめ防止に向けた取組の評価(いつ、どの内容を評価するのか)

- ・「学校評価」を生かしたPDCAサイクルを生かして実践する。

7 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ・いじめの実態に関する調査結果等を便りを通じて公表する。
- ・作成した学校いじめ防止基本方針をHPで公表する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより在籍児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○児童生徒が自殺した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など

- ② いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (「相当の期間」：年間30日を目安)

(2) 重大事態の報告

重大事態発生 学校→市教育委員会→新発田市長

*学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり

(3) 調査の主体について

- ①学校が主体となっていく場合(基本的には学校が主体となっていく調査を行う)

- ②市教育委員会が主体となっていく場合

(第三者委員会が主体となっていく場合)

*学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

(4) 調査を行う組織

- ・重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。(市SSW)
- ・この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない(第三者)参加を図る。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 不都合なことがあっても事実にしかりと向き合う。
- 「事実を明確にする」ために
 - ・いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」、「いじめの背景」「児童生徒の人間関係にどのような問題があるか」、「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合
 - ・いじめられた生徒、在籍生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
 - ・いじめられた生徒、情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先する。
 - ・いじめられた生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。
- いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合
 - ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ア いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。
この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。
 - ・いじめ行為がいつ ・誰から ・どのような態様で
 - ・学校がどのように対応したか
 - イ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
 - ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
 - エ 調査を行う際には、調査方法及び内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。
- ② 調査結果の報告
 - ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。
 - イ いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に送付する。